

毎週火、金曜日発行(旧休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇ 条例 職員給与に関する条例の一部改正

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部改正
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部改正
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
並びに技能労務職員の給与の種類及び基準に
関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関
する条例
鳥取県教育研究所設置条例

条 例

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

昭和三十三年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂
鳥取県条例第三十六号

職員給与に関する条例の一部を改正する
条例

職員給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例
第三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「給料の特別調整額」を「
管理職手当」に、「超過勤務手当、休日給、夜勤手当」
を「時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、」
に改め、「勤務地手当」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 給料表の種類は、左に掲げるとおりとし、各給
料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところ
による。

- 一 行政職給料表(別表第一)
 - 二 公安職給料表(別表第二)
 - 三 教育職給料表(別表第三)
- イ 教育職給料表

ロ 教育職給料表 ㉒

四 研究職給料表(別表第四)

五 医療職給料表(別表第五)

イ 医療職給料表 ㉑

ロ 医療職給料表 ㉒

ハ 医療職給料表 ㉓

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基き給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、人事委員会が定める。

3 任命権者は、前二項の規定に基いて、すべての職員の職務の等級を決定し、それぞれ第一項の給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(昇給等の基準)

第四条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた

場合又は一の職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。

3 前二項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、その者の属する職務の等級における給料の幅の最高額をこえて給料月額を決定することができる。

4 職員が現に受けている号給を受けるに至つた時からその号給について給料表に掲げる昇給期間を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号給上位の号給に昇給させることができる。但し、第二項又は第三項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、その昇給期間を短縮することができる。

5 職員の勤務成績が特に良好である場合その他特に必要がある場合においては、前項の規定にかかわらず、

人事委員会の承認を得て、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号給より二号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。

6 職員の給料月額がその属する職務の等級における給料の幅の最高額である場合又は最高額をこえている場合には、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。但し、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至つたときから三十六ヶ月を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、勤務成績が特に良好であるものその他特に必要があるものについては、その職員の属する職務の等級における給料の幅の最高額をこえて、人事委員会の承認を得て、昇給させることができる。

7 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第七条を次のように改める。

(給料の調整額)

第七条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難

若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でない認めるときは、その特殊性に基き、給料月額につき適当な調整額を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の百分の二十五をこえてはならない。

第七条の二中「給料の特別調整額」を「管理職手当」に、同条第一項中「第三条に規定する給料表に掲げられている給料額」を「給料月額」に、「特別調整額表」を「管理職手当額表」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条の二第三号及び第四号中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第十二条の三を削る。

第十三条中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第十四条中「休日給」を「休日勤務手当」に改める。

第十五条中「夜勤手当」を「夜間勤務手当」に改める。

第十六条中「給料の月額とそれに対する勤務地手当の月額との合計額」を「給料の月額」に改める。

第十六条の三の見出し中「超過勤務手当等」を「時間外勤務手当等」に改める。

第十六条の四第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

第十六条の五第二項中「給料の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」を「給料の月額」に、「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表 第一 行 政 職 給 料 表

職級の等級	1 等		2 等		3 等		4 等		5 等		6 等	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	30,300	12	20,300	12	15,300	12	11,400	12	7,400	12	6,100	12
2	32,000	12	21,400	12	16,300	12	12,300	12	8,000	12	6,300	12
3	33,700	12	22,600	12	17,300	12	13,300	12	8,600	12	6,800	12
4	35,400	12	23,800	12	18,300	12	14,300	12	9,200	12	7,000	12
5	37,100	12	25,000	12	19,300	12	15,300	12	9,800	12	7,400	12
6	38,800	12	26,200	12	20,300	12	16,300	12	10,600	12	8,000	12
7	40,500	12	27,500	12	21,400	12	17,300	12	11,400	12	8,600	12
8	42,200	12	28,900	12	22,600	12	18,300	12	12,300	12	9,200	12
9	44,400	12	30,300	12	23,800	12	19,300	12	13,300	12	9,800	12
10	46,600	12	32,000	12	25,000	12	20,300	12	14,300	12	10,600	12
11	48,800	15	33,700	12	26,200	12	21,400	12	15,300	12	11,400	12
12	51,000	18	35,400	12	27,500	12	22,600	12	16,300	12	12,300	12
13	53,200	21	37,100	12	28,900	12	23,800	12	17,300	12	13,300	12
14	55,400	24	38,800	15	30,300	15	25,000	12	18,300	15	14,300	12
15	57,600		40,500	18	32,000	18	26,200	15	19,300	15	15,300	15
16			42,200	21		21	27,500	18	20,300	18	16,300	18
17			44,400	24		24	28,900	21	21,400	21	17,300	21
18			46,600				30,300	24	22,600	24	18,300	24
19							32,000		23,800		19,300	
20							33,700		25,000			
21							35,400		26,200			
22							37,100		27,500			
23							38,800		28,900			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表 第二 公安職 給料表

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	22,800	12	15,300	12	10,600	12	8,600	12	7,300	12
2	23,800	12	16,300	12	11,400	12	9,200	12	7,700	12
3	25,000	12	17,300	12	12,300	12	9,800	12	8,100	12
4	26,200	12	18,300	12	13,300	12	10,600	12	8,600	12
5	27,500	12	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	12
6	28,900	12	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,800	12
7	30,300	12	21,400	12	16,300	12	13,300	12	10,600	12
8	32,000	12	22,600	12	17,300	12	14,300	12	11,400	12
9	33,700	12	23,800	12	18,300	12	15,300	12	12,300	12
10	35,400	12	25,000	12	19,300	12	16,300	12	13,300	12
11	37,100	15	26,200	12	20,300	12	17,300	12	14,300	12
12	38,800	15	27,500	12	21,400	12	18,300	12	15,300	12
13	40,500	18	28,900	12	22,600	12	19,300	12	16,300	12
14	42,200	18	30,300	15	23,800	12	20,300	12	17,300	12
15	44,400	21	32,000	18	25,000	15	21,400	12	18,300	12
16	46,600	24	33,700	21	26,200	15	22,600	15	19,300	12
17			35,400	18	27,500	18	23,800	15	20,300	12
18			37,100	21	28,900	21	25,000	18	21,400	15
19					30,300	18	26,200	18	22,600	15
20					32,000	24	27,500	21	23,800	18
21							28,900	24	25,000	18
22							30,300		26,200	21
23							32,000		27,500	24
24									28,900	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表 第三 教育職 給料表

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	25,800	12	9,800	12	6,600	12
2	27,000	12	10,800	12	7,000	12
3	28,200	12	11,800	12	7,400	12
4	29,400	12	12,800	12	8,000	12
5	30,600	12	13,800	12	8,600	12
6	31,800	12	14,800	12	9,200	12
7	33,000	12	15,800	12	9,800	12
8	34,800	12	16,800	12	10,600	12
9	36,300	12	17,800	12	11,800	12
10	37,800	12	18,800	12	12,500	12
11	39,300	12	19,800	12	13,800	12
12	40,800	12	20,800	12	14,500	12
13	42,300	12	21,800	12	15,800	12
14	43,800	15	22,800	12	16,800	12
15	45,300	15	23,800	12	17,800	12
16	46,800	18	24,800	12	18,800	12
17	48,300	18	25,800	12	19,800	15
18	49,800	21	26,200	12	20,800	15
19	51,300	21	28,200	12	21,800	15
20	52,800	24	29,400	12	22,800	18
21			30,600	12	23,800	18
22			31,800	12	24,800	24
23			33,000	15	25,800	24
24			34,800	15	27,000	

25		36,300	15	28,200	
26		37,800	15		
27		39,300	18		
28		40,800	21		
29		42,300	21		
30		43,800	21		
31		45,300	24		
32		46,800			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手、その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表 ㊦

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	20,300	12月	9,000	12月	6,600	12月
2	21,300	12月	8,600	12月	7,000	12月
3	22,300	12月	9,200	12月	7,400	12月
4	23,300	12月	9,800	12月	8,000	12月
5	24,300	12月	10,600	12月	8,600	12月
6	25,300	12月	11,400	12月	9,200	12月
7	26,400	12月	12,300	12月	9,800	12月
8	27,600	12月	13,300	12月	10,600	12月
9	28,800	12月	14,300	12月	11,400	12月
10	30,000	12月	15,300	12月	12,300	12月

11	31,200	12月	16,300	12月	13,300	12月
12	32,400	12月	17,300	12月	14,300	12月
13	33,600	12月	18,300	12月	15,300	12月
14	34,800	12月	19,300	12月	16,300	15月
15	36,000	12月	20,300	12月	17,300	15月
16	37,200	15月	21,300	12月	18,300	18月
17	38,700	15月	22,300	12月	19,300	18月
18	40,200	15月	23,300	12月	20,300	21月
19	41,700	18月	24,300	12月	21,300	21月
20	43,200	21月	25,300	12月	22,300	24月
21	44,700	21月	26,400	12月	23,300	
22	46,200	24月	27,600	12月		
23	47,700		28,800	15月		
24			30,000	15月		
25			31,200	15月		
26			32,400	15月		
27			33,600	15月		
28			34,800	15月		
29			36,000	18月		
30			37,200	21月		
31			38,700	21月		
32			40,200	24月		
33			41,700			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

00518

別表 第四 研究職給料表

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	20,300	12	15,300	12	11,400	12	7,400	12	6,100	12
2	21,400	12	16,300	12	12,300	12	8,000	12	6,300	12
3	22,500	12	17,300	12	13,300	12	8,600	12	6,800	12
4	23,600	12	18,300	12	14,300	12	9,200	12	7,000	12
5	25,000	12	19,300	12	15,300	12	9,800	12	7,400	12
6	26,200	12	20,300	12	16,300	12	10,600	12	8,000	12
7	27,500	12	21,400	12	17,300	12	11,400	12	8,600	12
8	28,900	12	22,600	12	18,300	12	12,300	12	9,200	12
9	30,300	12	23,800	12	19,300	12	13,300	12	9,800	12
10	32,000	12	25,000	12	20,300	12	14,300	12	10,600	12
11	33,700	12	26,200	12	21,400	12	15,300	12	11,400	12
12	35,400	12	27,500	12	22,600	12	16,300	12	12,300	12
13	37,100	12	28,900	12	23,800	12	17,300	12	13,300	12
14	38,800	12	30,300	12	25,000	12	18,300	12	14,300	12
15	40,500	12	32,000	12	26,200	12	19,300	12	15,300	15
16	42,200	15	33,700	15	27,500	12	20,300	12	16,300	18
17	44,400	18	35,400	15	28,900	15	21,400	12	17,300	21
18	46,600	21	37,100	18	30,300	18	22,600	12	18,300	24
19	48,800	24	38,800	18	32,000	18	23,800	12	19,300	
20	51,000		40,500	18	33,700	21	25,000	12	19,300	
21			42,200	24	35,400	24	26,200	15		
22			44,400		37,100		27,500			
23			46,600		38,800		28,900			
24			48,800		40,500		30,300			
25			51,000		42,200		32,000			

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

00519

別表 第五 医療職給料表

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	38,000	12	22,200	12	17,000	12	10,800	12
2	39,600	12	23,600	12	18,200	12	11,800	12
3	41,200	12	25,200	12	19,400	12	12,800	12
4	42,800	12	26,800	12	20,800	12	13,800	12
5	44,400	12	28,400	12	22,200	12	14,800	12
6	46,000	12	30,000	12	23,600	12	15,800	12
7	47,600	12	31,600	12	25,200	12	17,000	12
8	49,600	12	33,200	12	26,800	12	18,200	12
9	51,600	15	34,800	12	28,400	12	19,400	12
10	53,600	18	36,400	12	30,000	12	20,800	12
11	55,600	21	38,000	12	31,600	12	22,200	12
12	57,600	24	39,600	12	33,200	12	23,600	12
13	60,000	24	41,200	12	34,800	12	25,200	12
14	62,400	24	42,800	12	36,400	12	26,800	12
15	64,800	24	44,400	15	38,000	15	28,400	12
16			46,000	18	39,600	15	30,000	12
17			47,600	21	41,200	18	31,600	15
18			49,600	24	42,800	21	33,200	18
19			51,600		44,400	24	34,800	21
20					46,000		36,400	24
21					48,000		38,000	
22					50,000		39,600	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 ㊦

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	20,300	12月	11,400	12月	7,400	12月	6,300	12月
2	21,400	12月	12,300	12月	8,000	12月	6,600	12月
3	22,600	12月	13,300	12月	8,600	12月	7,000	12月
4	23,800	12月	14,300	12月	9,200	12月	7,400	12月
5	25,000	12月	15,300	12月	9,800	12月	8,000	12月
6	26,200	12月	16,300	12月	10,600	12月	8,600	12月
7	27,500	12月	17,300	12月	11,400	12月	9,200	12月
8	28,900	12月	18,300	12月	12,300	12月	9,800	12月
9	30,300	12月	19,300	12月	13,300	12月	10,600	12月
10	32,000	15月	20,300	12月	14,300	12月	11,400	12月
11	33,700	15月	21,400	12月	15,300	12月	12,300	12月
12	35,400	18月	22,600	12月	16,300	12月	13,300	12月
13	37,100	21月	23,800	12月	17,300	12月	14,300	12月
14	38,800	24月	25,000	12月	18,300	12月	15,300	12月
15	40,500	24月	26,200	12月	19,300	12月	16,300	12月
16	42,200	24月	27,500	15月	20,300	12月	17,300	15月
17			28,900	18月	21,400	12月	18,300	18月
18			30,300	21月	22,600	12月	19,300	21月
19			32,000	24月	23,800	12月	20,300	24月
20			33,700		25,000	15月	21,400	24月
21					26,200	18月	22,600	24月
22					27,500	21月	23,800	
23					28,900			
24					30,300			

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家庭保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 ㊧

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
1	11,800	12月	8,900	12月	6,900	12月
2	12,600	12月	9,500	12月	7,300	12月
3	13,500	12月	10,200	12月	7,800	12月
4	14,500	12月	11,000	12月	8,300	12月
5	15,500	12月	11,800	12月	8,900	12月
6	16,500	12月	12,600	12月	9,500	12月
7	17,500	12月	13,500	12月	10,200	12月
8	18,500	12月	14,500	12月	11,000	12月
9	19,500	12月	15,500	12月	11,800	12月
10	20,500	12月	16,500	12月	12,600	12月
11	21,500	12月	17,500	12月	13,500	12月
12	22,500	12月	18,500	12月	14,500	12月
13	23,500	12月	19,500	12月	15,500	12月
14	24,500	12月	20,500	12月	16,500	12月
15	25,500	12月	21,500	12月	17,500	15月
16	26,700	12月	22,500	12月	18,500	18月
17	27,900	12月	23,500	12月	19,500	21月
18	29,100	15月	24,500	12月	20,500	24月
19	30,300	18月	25,500	15月	21,500	
20	31,500	21月	26,700	18月		
21	32,700	24月	27,900	21月		
22	33,900		29,100	24月		
23			30,300			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、附則第十四項の規定は昭和三十二年三月三十一日から、同項及び附則第二十五項から附則第二十七項までの規定以外の規定は昭和三十二年四月一日から適用する。

(給料の切替及びその切替に伴う措置)

2 昭和三十二年四月一日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員の給料月額(以下「切替給料月額」という。)は、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた給料月額又は附則第十四項の規定により同年同月同日においてその者が受けることとなる給料月額(改正前の条例第三条の規定による特別給料表の適用を受けていた職員及び改正前の条例第七条の規定により給料の調整額を受けていた職員については、人事委員会の定める額。以下「旧給料月額」という。)に対応する附則別

表第一の切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表(その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の別表第一から別表第五までに掲げる給料表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号給がないときは、その額とする。

3 旧給料月額が、切替表に期間の定のある旧給料月額である職員のうち、附則第五項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額)をその者の切替給

料月額とする。

4 前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、その者の切替給料月額を受ける期間(附則第五項の規定により通算される期間を含む。)が昭和三十二年七月一日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。

5 改正後の条例第四条第四項及び第六項の規定の適用については、切替日の前日における給料月額を受けていた期間又は切替日の前日における給料月額を受けていた期間について附則第十四項の規定の適用により人事委員会の定めるところにより調整された期間(その期間がその給料月額について改正前の条例第四条第三項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間)に三月(切替日の前日における給料月額を

受けていた期間が三月未満である職員で人事委員会の定めるものについては、六月)を加えた期間を切替給料月額を受ける期間に通算する。

6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧給料月額を基礎として附則第二項の規定に基き切替給料月額を決定された者については、前項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7 前二項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について改正後の条例第四条第四項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8 昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の条例第四条第五項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要がある

と認められるものについては、人事委員会の定めるところにより、その者の切替日(附則第四項の規定により給料月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日。以下次項において同じ。)以降における最初の昇給について、改正後の条例第四第四項又は第六項に規定する昇給期間を短縮することができる。

9 附則第二項から附則第七項までの規定により切替給料月額に切替えられる職員と他の職員との権衡上必要がある認められるものについては、人事委員会の承認を得て、附則第五項に規定する切替日の前日における給料月額を受けていた期間又は切替日以降における最初の昇給について改正後の条例第四第四項若しくは第六項に規定する昇給期間を短縮し又は延伸することができ。

10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号給に達しない職員の当該号給に達するまでの昇給について

は、人事委員会規則の定めるところによる。

11 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降、昭和三十二年十月三十日までにおいて新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十一日までに決定することができる。この場合において、この条例の施行日以降職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、改正前の条例の規定に基く給料月額又は勤務地手当の月額を、給料月額又は暫定手当の月額とみなして改正後の条例を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を、改正後の条例による給与の内払として支給する。但し、その額が改正後の条例による給与額をこえることとなるものについては、改正後の条例による給与の額にそのこえることとなる給与の額を加算した額を、改正後の条例による給与の額とする。

12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の条例及び附則第十四項の規定

の適用により職員が切替日の前日において受けていた給料月額は、改正前の条例及び附則第十四項の規定並びにこれに基く人事委員会規則に従つて定められたものでなければならぬ。

13 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(教員の高学歴者の給料是正)

14 改正前の条例により高等学校等教育職員給料表又は中学校、小学校等教育職員給料表の適用を受けていた職員のうち、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)若しくは学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(同法第九十九条の大学を除く。)を卒業した者、旧教員免許令(明治三十三年勅令第三百三十四号)による中学校高等女学校教員免許状若しくは高等学校高等科教員免許状を有する者又は人事委員会がこれらの者と同等以上の資格を有すると認める者については、人事委員会の定めるところにより昭和三十三年三月三

十一日において、改正前の条例別表第五によつて、その者の給料月額を同表に掲げる給料月額とみなし、予算の範囲内、その月額に対応する号給よりも二号給をこえない範囲の号給の額に調整し、その額をもつてその日におけるその者の給料月額とする。

(暫定手当)

15 改正前の条例の規定により勤務地手当の支給地域(以下「支給地域」という。)とされていた地域に在勤する職員には、当該支給地域の区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事委員会規則の定めるところにより支給する。支給地域とされていなかった地域に在勤する職員にも、昭和三十三年十月一日以降、また同様暫定手当を支給する。

16 前項前段の規定により支給される暫定手当の額は、次の各号に掲げる額に、職員の在勤する支給地域の区分が、四級地である場合にあつては四、三級地である場合にあつては三、二級地である場合にあつては二、一級地である場合にあつては一を乗じて得た額とす

る。

一 その職員に適用される給料表の職務の等級の号給を受けている者にあつては、その号給に対応する附則別表第二の暫定手当定額表(以下「定額表」といふ。)に掲げる額

二 前号に該当する職員以外の職員のうち、その者に適用される給料表におけるいずれかの等級の号給の額に相当する給料月額を受けている者にあつては、その号給に対応する附則別表第二の定額表に掲げる額、その者に適用される給料表の職務の等級一等級における最高の号給の額をこえている給料月額を受けている者にあつては、人事委員会の定める額

三 前二号に該当する職員以外の職員にあつては、その者が現に受ける給料月額に対応する附則別表第三の定額表に掲げる額

17 改正後の条例第七条の規定による給料の調整額(以下本項において「調整額」といふ。)を受ける職員につき附則第十五項前段の規定により支給される暫定手

当の額は、その者が受ける調整額の月額に千六十二分の千を乗じて得た額に支給地域の区分が、四級地である場合にあつては百分の二十、三級地である場合にあつては百分の十五、二級地である場合にあつては百分の十、一級地である場合にあつては百分の五を乗じて得た額を、前項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

18 附則第十五項後段の規定により支給される暫定手当の額は、支給地域の区分が一級地である地域に在勤する職員に対し支給される附則第十六項又は前項の規定による暫定手当の額に、昭和三十三年三月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間においては五分の二、同年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間においては五分の三、同年四月一日以降においては五分の五を乗じて得た額とする。

19 昭和三十三年三月三十一日(同年四月一日以降この条例の施行の日の前日までに、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員、支給地域の区分を異にして

異動した職員及び支給地域とされていなかった地域から支給地域に異動した職員(以下本項において「新職員等」といふ。)については、この条例の施行の日の前日)における改正前の条例の規定による職員の勤務地手当の月額が同年四月一日(新職員等)については、この条例の施行の日の前日)における附則第十六項及び附則第十七項の規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときは、その者の暫定手当の額は、附則のこれらの規定による暫定手当の月額が同年三月三十一日(新職員等)については、この条例の施行の日の前日)における改正前の条例の規定による勤務地手当の月額(支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事委員会の定める事由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額)に達するまで、その差額を附則のこれらの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

20 暫定手当は、昭和三十四年四月一日以降においてこれを整理し、その一定の額を職員の給料に繰り入れる

措置をするようにするものとする。

(差額の支給)

21 この条例の施行の日の前日における改正前の条例の規定による職員の給料(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第一号)附則第五項の規定による手当を含む。)勤務地手当及びへき地手当の月額合計額(以下本項において「旧給与月額」といふ。)をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額(給料表の適用を異にして異動する場合その他人事委員会の定める事由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額)に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。改正後の条例第十八条の規定は、その差額の支給方法について準用する。

(給与の内払等)

22 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降この条例の施行の日
 の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定
 による給与の内払とみなす。但し、改正前の条例によ
 りすでに支払われた給与の額が改正後の条例による給
 与の額をこえることとなるものについては、改正後の
 条例による給与の額にそのこえることとなる給与の額
 を加算した額を、改正後の条例による給与の額とす
 る。

(暫定手当を基礎とする給与)

23 職員に暫定手当が支給される間、改正後の条例第一
 条及び第二条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養
 手当、暫定手当」と、改正後の条例第十二条の第三
 号及び第四号中「及び扶養手当」とあるのは「扶養
 手当及び暫定手当」と、改正後の条例第十六条中「給料
 の月額」とあるのは「給料の月額と暫定手当の月額と
 の合計額」と、改正後の条例第十六条の四第二項中「
 及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当

」と、改正後の条例第十六条の五第二項中「給料の月
 額」とあるのは「給料の月額と暫定手当の月額との合
 計額」と、「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当
 及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定
 を適用する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
 改正)

24 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭
 和二十九年三月鳥取県条例第一号)の一部を次のよう
 に改正する。

附則第五項を次のように改める。

5 削除

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

25 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥
 取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「何等級」又は「何等級何号給」
 という場合には、職員の給与に関する条例(昭和二十

六年二月鳥取県条例第三号)第三条第一項に規定する
 行政職給料表による当該等級又は当該等級の号給及び
 行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が
 人事委員会に協議して定めるこれに相当する等級又は
 等級の号給等をいうものとする。

第十三条中「職務の級」を「職務の等級又は等級の号
 給」に改める。

第十五条第一項第一号及び第十六条第一項第一号中「
 知事の事務部局の部長及び地方事務所長、警察本部長並
 びに議会事務局長」を「一等級の職務にある者」に「四
 級以上の職務にある者」を「二等級から五等級までの職
 務にある者及び六等級の職務にある者で三号給以上のも
 の」に「三級以下の職務にある者」を「六等級の職務に
 ある者で二号給以下のもの」に、同項第二号中「四級以
 上の職務にある者」を「一等級から五等級までの職務に
 ある者及び六等級の職務にある者で三号給以上のもの」
 に、「三級以下の職務にある者」を「六等級の職務にあ
 る者で二号給以下のもの」に改める。

別表一 車賃、日当、宿泊料及び食事料の表区分の欄

中「十三級及び十四級」を「一等級」に、「十一級及び
 十二級の職務にある者」を「二等級の職務にある者及び
 三等級の職務にある者で十一号給以上のもの」に、「九
 級及び十級の職務にある者」を「三等級の職務にある者
 で十号給以下のもの、四等級の職務にある者で七号給以
 上のもの及び五等級の職務にある者で十三号給以上のも
 の」に「八級の職務にある者」を「四等級の職務にあ
 る者で六号給以下のもの、五等級の職務にある者で十号
 給から十二号給までのもの及び六等級の職務にある者で
 十四号給以上のもの」に、「七級以下の職務にある者」
 を「五等級の職務にある者で九号給以下のもの及び六等
 級の職務にある者で十三号給以下のもの」に改め、同表
 中「十五級の職務にある者」

を削り、同表の備考中「一般職の職員の給与に関する法
 律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の規定によ
 り最高の割合により勤務地手当を支給される地域」を「

東京都 大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。

別表二 移転料の表区分の欄中「十三級及び十四級」を「一等級」に、「十一級及び十二級の職務にある者」を「二等級の職務にある者及び三等級の職務にある者で十一号給以上のもの」に、「九級及び十級の職務にある者」を「三等級の職務にある者で十号給以下のもの、四等級の職務にある者で七号給以上のもの及び五等級の職務にある者で十三号給以上のもの」に、「八級の職務にある者」を「四等級の職務にある者で六号給以下のもの、五等級の職務にある者で十号給から十二号給までのもの及び六等級の職務にある者で十四号給以上のもの」に、「七級以下の職務にある者」を「五等級の職務にある者で九号給以下のもの及び六等級の職務にある者で十三号給以下のもの」に改め、同表中

十五級の職務にある者

別表中 三 職務の級の対応表を削る。

(特別職の職員等の旅費等に関する条例の一部改正)
26 特別職の職員等の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表の備考中「一般職の職員の給与に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。

(職員等の旅費の特例に関する条例の一部改正)

27 職員等の旅費の特例に関する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
別表一 職員等の旅費に関する条例に定めるものの表

区分の欄中「十三級及び十四級」を「一等級」に、「十一級及び十二級の職務にある者」を「二等級の職務にある者及び三等級の職務にある者で十一号給以上のもの」に、「九級及び十級の職務にある者」を「三等級の職務にある者で十号給以下のもの、四等級の職務にある者で七号給以上のもの及び五等級の職務にある者で十三号給以上のもの」に、「八級の職務にある者」を「四等級の職務にある者で六号給以下のもの、五等級の職務にある者で十号給から十二号給までのもの及び六等級の職務にある者で十四号給以上のもの」に、「七級以下の職務にある者」を「五等級の職務にある者で九号給以下のもの及び六等級の職務にある者で十三号給以下のもの」に改め、同表中

十五級の職務にある者

を削る。

(職員等の旅費に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

28 改正後の職員等の旅費に関する条例、改正後の特別職の職員等の旅費等に関する条例及び改正後の職員等の旅費の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に発した旅行については、なお従前の例による。

(鳥取県職員退職手当支給条例の一部改正)

29 鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

30 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「給料及びこれに対する勤務地手当の合計額」を「給料」に改める。

(職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例の一部改正)

31 職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項中「勤務地手当」を削る。
 (鳥取県職員退職手当支給条例等における読替)
 32 職員に暫定手当が支給される間、改正後の鳥取県職員退職手当支給条例第五条第三項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第三条中「給料」とあるのは「給料と暫定手当の合計額」と、改正後の職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例第三条第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

附則別表 第一 切 替 表

行政職給料表、公安職給料表、研究職給料表及び医療職給料表の適用を受ける職員(ロの適用を受けるものを除く。)

旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間
5,500	6,100	6月	11,600	12,300	6月	27,300	28,900	3月
5,600	6,100	6月	12,100	13,300	6月	28,400	30,300	6月
5,700	6,300	6月	12,600	13,300	6月	29,500	32,000	9月
5,800	6,300	6月	13,100	14,300	6月	30,600	32,000	9月
5,900	6,600	6月	13,600	14,300	6月	31,700	33,700	3月
6,050	6,600	6月	14,100	15,300	6月	32,800	35,400	6月
6,200	7,000	6月	14,600	15,300	6月	33,900	37,100	9月
6,400	7,000	6月	15,100	16,300	6月	35,000	37,100	9月
6,600	7,400	6月	15,600	17,300	9月	36,200	38,800	3月
6,900	7,400	6月	16,300	17,300	9月	38,100	40,500	6月
7,200	8,000	6月	17,000	18,300	3月	39,600	42,200	6月
7,500	8,000	6月	17,700	19,300	6月	41,100	44,400	9月
7,800	8,600	6月	18,400	20,300	9月	42,200	44,400	9月
8,100	8,600	6月	19,100	20,300	3月	44,300	46,600	3月
8,400	9,200	6月	19,800	21,400	9月	45,900	48,800	6月
8,700	9,200	6月	20,500	21,400	9月	47,500	51,000	9月
9,000	9,800	6月	21,200	22,600	6月	49,100	51,000	9月
9,300	9,800	6月	22,000	23,800	9月	50,700	53,200	3月
9,600	10,600	6月	22,800	23,800	9月	52,300	55,400	3月
10,000	10,600	6月	23,600	25,000	3月	53,900	55,400	3月
10,400	11,400	6月	24,400	26,200	6月	55,500	57,600	6月
10,800	11,400	6月	25,300	27,500	9月			
11,200	12,300	6月	26,200	27,500	9月			

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員で旧給料月額が7,500円以下のもの切替表

旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額	期 間
6,400	7,300	6 月
6,600	7,700	6
6,900	7,700	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

ハ 教育職給料表Iの適用を受ける職員の切替表

旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額	期 間	旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額	期 間	旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額	期 間
6,080	6,600	6 月	12,600	13,800	6 月	26,200	28,200	6 月
6,200	7,000	6	13,100	13,800	6	27,300	29,400	6
6,400	7,000	6	13,600	14,800	6	28,400	30,600	6
6,600	7,400	6	14,100	14,800	6	29,500	31,800	9
6,900	7,400	6	14,600	15,800	6	30,600	31,800	9
7,200	8,000	6	15,100	15,800	3	31,700	33,300	3
7,500	8,000	6	15,600	16,800	3	32,800	34,800	3
7,800	8,600	6	16,300	17,800	3	33,900	36,300	3
8,100	8,600	6	17,000	18,800	9	35,300	37,800	6
8,400	9,200	6	17,700	18,800	9	36,700	39,300	6
8,700	9,200	6	18,400	19,800	3	38,100	40,800	9
9,000	9,800	6	19,100	20,800	3	39,600	42,300	6
9,300	9,800	6	19,800	20,800	3	41,100	43,800	6
9,600	10,800	9	20,500	21,800	6	42,700	45,300	6
10,000	10,800	3	21,200	22,800	9	44,300	46,800	3
10,400	11,800	9	22,000	23,800	9	45,900	48,300	3
10,800	11,800	6	22,800	23,800	9	47,500	49,800	3
11,200	11,800	6	23,600	24,800	3	49,100	51,300	3
11,600	12,800	6	24,400	25,800	3	50,700	52,800	3
12,100	12,800		25,300	27,000				

ニ 教育職給料表ロの適用を受ける職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間
6,050	6,600	月	12,100	13,300	6	24,400	26,400	9
6,200	7,000	6	12,600	13,300	6	25,300	26,400	3
6,400	7,000	6	13,100	14,300	6	26,200	27,600	3
6,600	7,400	6	13,600	14,300	6	27,300	28,800	3
6,900	7,400	6	14,100	15,300	6	28,400	30,000	3
7,200	8,000	6	14,600	15,300	6	29,500	31,200	3
7,500	8,000	6	15,100	16,300	6	30,600	32,400	3
7,800	8,600	6	15,600	17,300	9	31,700	33,600	3
8,100	8,600	6	16,300	17,300	3	32,800	34,800	3
8,400	9,200	6	17,000	18,300	3	33,900	36,000	3
8,700	9,200	6	17,700	19,300	6	35,300	37,200	3
9,000	9,800	6	18,400	20,300	9	36,700	38,700	3
9,300	9,800	6	19,100	20,300	3	38,100	40,200	3
9,600	10,600	6	19,800	21,300	9	39,600	41,700	3
10,000	10,600	6	20,500	21,300	3	41,100	43,200	3
10,400	11,400	6	21,200	22,300	3	42,700	44,700	3
10,800	11,400	6	22,000	23,300	6	44,300	46,200	3
11,200	12,300	6	22,800	24,300	6	45,900	47,700	3
11,600	12,300	6	23,600	25,300	9			

ホ 医療職給料表イの適用を受ける職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間
9,600	10,800	月	19,800	20,800	3	39,600	41,200	3
10,000	10,800	3	20,500	22,200	9	41,100	42,800	6
10,400	11,800	3	21,200	22,200	3	42,700	44,400	6
10,800	11,800	6	22,000	23,600	6	44,300	46,000	6
11,200	11,800	6	22,800	23,600	6	45,900	47,600	6
11,600	12,800	6	23,600	25,200	6	47,500	49,600	6
12,100	12,800	6	24,400	26,800	9	49,100	51,600	6
12,600	13,800	6	25,300	26,800	3	50,700	53,600	6
13,100	13,800	6	26,200	28,400	6	52,300	55,600	6
13,600	14,800	6	27,300	30,000	9	53,900	55,600	6
14,100	14,800	6	28,400	30,000	3	55,500	57,600	6
14,600	15,800	6	29,500	31,600	6	57,300	60,000	6
15,100	15,800	6	30,600	33,200	9	59,100	62,400	6
15,600	17,000	6	31,700	33,200	3	60,900	62,400	6
16,300	17,000	6	32,800	34,800	3	62,700	64,800	6
17,000	18,200	3	33,900	36,400	6			
17,400	18,200	3	35,300	38,000	9			
18,400	19,400	3	36,700	39,600	9			
19,100	19,400	3	38,100	39,600	9			
19,800	20,800	3	39,600	39,600	9			

附則別表 第二 暫定手当定額表

イ 行政職給料表暫定手当定額表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	1,470	1,000	770	580	400	330
2	1,550	1,060	810	630	420	340
3	1,630	1,110	860	670	450	360
4	1,710	1,170	910	720	480	380
5	1,790	1,220	960	770	510	400
6	1,870	1,280	1,000	810	550	420
7	1,950	1,340	1,060	860	580	450
8	2,030	1,410	1,110	910	630	480
9	2,140	1,470	1,170	960	670	510
10	2,240	1,550	1,220	1,000	720	550
11	2,350	1,630	1,280	1,060	770	580
12	2,450	1,710	1,340	1,110	810	630
13	2,550	1,790	1,410	1,170	860	670
14	2,660	1,870	1,470	1,220	910	720
15	2,760	1,950	1,550	1,280	960	770
16		2,030	1,630	1,340	1,000	810
17		2,140	1,710	1,410	1,060	860
18		2,240	1,790	1,470	1,110	910
19				1,550	1,170	960
20					1,220	
21					1,280	
22					1,340	
23					1,410	

医療職給料表の適用を受ける職員の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間	旧給料月額	新給料月額	期間
5,900	6,900	3月	11,600	12,600	3月	23,600	24,500	3月
6,050	6,900	3月	12,100	13,500	3月	24,400	25,500	3月
6,200	6,900	3月	12,600	13,500	3月	25,300	26,700	3月
6,400	6,900	3月	13,100	14,500	3月	26,200	27,900	3月
6,600	7,300	3月	13,600	14,500	3月	27,300	29,100	3月
6,900	7,800	6月	14,100	15,500	6月	28,400	30,300	6月
7,200	7,800	6月	14,600	15,500	6月	29,500	31,500	6月
7,500	8,300	6月	15,100	16,500	6月	30,600	32,700	6月
7,800	8,300	6月	15,600	16,500	3月			
8,100	8,900	6月	16,300	17,500	3月			
8,400	8,900	6月	17,000	18,500	6月			
8,700	9,500	6月	17,700	19,500	6月			
9,000	9,500	6月	18,400	19,500	6月			
9,300	10,200	6月	19,100	20,500	6月			
9,600	10,200	6月	19,800	21,500	6月			
10,000	11,000	6月	20,500	21,500	3月			
10,400	11,000	6月	21,200	22,500	3月			
10,800	11,800	6月	22,000	23,500	3月			
11,200	11,800	6月	22,800	24,500	9月			

ハ 教育職給料表(暫定手当定額表)

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
1	1,260	510	360
2	1,320	560	380
3	1,380	600	400
4	1,430	650	420
5	1,490	700	450
6	1,540	740	480
7	1,620	790	510
8	1,690	840	560
9	1,760	890	600
10	1,830	930	650
11	1,900	980	700
12	1,970	1,030	740
13	2,040	1,070	790
14	2,110	1,120	840
15	2,180	1,170	890
16	2,250	1,220	930
17	2,320	1,260	980
18	2,390	1,320	1,030
19	2,460	1,380	1,070
20	2,530	1,430	1,120
21		1,490	1,170
22		1,540	1,220
23		1,620	1,260
24		1,690	1,320
25		1,760	1,380
26		1,830	
27		1,900	
28		1,970	
29		2,040	
30		2,110	
31		2,180	
32		2,250	

ロ 公安職給料表暫定手当定額表

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
1	1,100 1,110	770	550	450	390
2	1,170	810	580	480	410
3	1,220	860	630	510	430
4	1,280	910	670	550	450
5	1,340	960	720	580	480
6	1,410	1,000	770	630	510
7	1,470	1,060	810	670	550
8	1,550	1,110	860	720	580
9	1,630	1,170	910	770	630
10	1,710	1,220	960	810	670
11	1,790	1,280	1,000	860	720
12	1,870	1,340	1,060	910	770
13	1,950	1,410	1,110	960	810
14	2,030	1,470	1,170	1,000	860
15	2,140	1,550	1,220	1,060	910
16	2,240	1,630	1,280	1,110	960
17		1,710	1,340	1,170	1,000
18		1,790	1,410	1,220	1,060
19			1,470	1,280	1,110
20			1,550	1,340	1,170
21				1,410	1,220
22				1,470	1,280
23					1,340
24					1,410

ホ 研究職給料表暫定手当定額表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
1	1,000	770	580	400	330
2	1,060	810	630	420	340
3	1,110	860	670	450	360
4	1,170	910	720	480	380
5	1,220	960	770	510	400
6	1,280	1,000	810	550	420
7	1,340	1,060	860	580	450
8	1,410	1,110	910	630	480
9	1,470	1,170	960	670	510
10	1,550	1,220	1,000	720	550
11	1,630	1,280	1,060	770	580
12	1,710	1,340	1,110	810	630
13	1,790	1,410	1,170	860	670
14	1,870	1,470	1,220	910	720
15	1,950	1,550	1,280	960	770
16	2,030	1,630	1,340	1,000	810
17	2,140	1,710	1,410	1,060	860
18	2,240	1,790	1,470	1,110	910
19	2,350	1,870	1,550	1,170	960
20	2,450	1,950	1,630	1,220	
21		2,030	1,710	1,280	
22		2,140	1,790	1,340	
23		2,240	1,870	1,410	
24				1,470	
25				1,550	

ニ 教育職給料表暫定手当定額表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級
1	1,000	420	360
2	1,050	450	380
3	1,100	480	400
4	1,140	510	420
5	1,190	550	450
6	1,240	580	480
7	1,290	630	510
8	1,350	670	550
9	1,400	720	580
10	1,460	770	630
11	1,520	810	670
12	1,570	860	720
13	1,630	910	770
14	1,690	960	810
15	1,740	1,000	860
16	1,800	1,050	910
17	1,870	1,100	960
18	1,940	1,140	1,000
19	2,010	1,190	1,050
20	2,080	1,240	1,100
21	2,150	1,290	1,140
22	2,220	1,350	
23	2,290	1,400	
24		1,460	
25		1,520	
26		1,570	
27		1,630	
28		1,690	
29		1,740	
30		1,800	
31		1,870	
32		1,940	
33		2,010	

ト 医療職給料表(一)暫定手当定額表

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	1,000	580	400	340
2	1,060	630	420	360
3	1,110	670	450	380
4	1,170	720	480	400
5	1,220	770	510	420
6	1,280	810	550	450
7	1,340	860	580	480
8	1,410	910	630	510
9	1,470	960	670	550
10	1,550	1,000	720	580
11	1,630	1,060	770	630
12	1,710	1,110	810	670
13	1,790	1,170	860	720
14	1,870	1,220	910	770
15	1,950	1,280	960	810
16	2,030	1,340	1,000	860
17		1,410	1,060	910
18		1,470	1,110	960
19		1,550	1,170	1,000
20		1,630	1,220	1,060
21			1,280	1,110
22			1,340	1,170
23			1,410	
24			1,470	

ハ 医療職給料表(一)暫定手当定額表

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	1,840	1,090	850	560
2	1,910	1,160	900	600
3	1,990	1,230	960	650
4	2,060	1,310	1,030	700
5	2,140	1,380	1,090	740
6	2,210	1,460	1,160	790
7	2,290	1,540	1,230	850
8	2,380	1,610	1,310	900
9	2,480	1,690	1,380	960
10	2,570	1,760	1,460	1,030
11	2,670	1,840	1,540	1,090
12	2,760	1,910	1,610	1,160
13	2,870	1,990	1,690	1,230
14	2,990	2,060	1,760	1,310
15	3,100	2,140	1,840	1,380
16		2,210	1,910	1,460
17		2,290	1,990	1,540
18		2,380	2,060	1,610
19		2,480	2,140	1,690
20			2,210	1,760
21				1,840
22				1,910

00547

附則別表第三 附則第16項第3号に規定する職員の暫定手当定額表

給料月額	暫定手当額	給料月額	暫定手当額	給料月額	暫定手当額
4,900	280	10,800	560	29,500	1,440
5,000	280	11,200	570	30,600	1,490
5,100	290	11,600	590	31,700	1,540
5,200	290	12,100	620	32,800	1,590
5,300	300	12,600	640	33,900	1,640
5,400	300	13,100	660	35,300	1,710
5,500	310	13,600	690	36,700	1,780
5,600	310	14,100	710	38,100	1,840
5,700	320	14,600	730	39,600	1,910
5,800	320	15,100	760	41,100	1,980
5,900	330	15,600	780	42,700	2,060
6,050	330	16,300	810	44,300	2,130
6,200	340	17,000	850	45,900	2,210
6,400	350	17,700	880	47,500	2,280
6,600	360	18,400	910	49,100	2,360
6,900	370	19,100	950	50,700	2,430
7,200	390	19,800	980	52,300	2,510
7,500	400	20,500	1,010	53,900	2,590
7,800	410	21,200	1,050	55,500	2,660
8,100	430	22,000	1,080	57,300	2,750
8,400	440	22,800	1,120	59,100	2,830
8,700	460	23,600	1,160	60,900	2,910
9,000	470	24,400	1,200	62,700	3,000
9,300	490	25,300	1,240	64,500	3,080
9,600	500	26,200	1,280	66,300	3,170
10,000	520	27,300	1,330	68,100	3,250
10,400	540	28,400	1,380	69,900	3,340
				72,000	3,440

00548

チ 医療職給料表(暫定)手当定額表

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
		円	円
1	680	470	370
2	730	490	390
3	780	530	410
4	820	570	440
5	870	600	470
6	920	640	490
7	970	680	530
8	1,010	730	570
9	1,060	780	600
10	1,110	820	640
11	1,150	870	680
12	1,200	920	730
13	1,250	970	780
14	1,300	1,010	820
15	1,360	1,060	870
16	1,420	1,110	920
17	1,470	1,150	970
18	1,530	1,200	
19	1,590	1,250	
20		1,300	
21		1,360	
22		1,420	
23		1,470	

技能労務職員の給与の種類及び基準に關する条例をここに公布する。

昭和三十二年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十七号

技能労務職員の給与の種類及び基準に關する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第四項及び第十七条の規定において準用する地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条第三項の規定に基づき、技能労務職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

2 前項の「技能労務職員」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。

(給与の種類)

第二条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料)

第三条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。

2 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。

(扶養手当)

第四条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第五条 特殊勤務手当は、次の各号に掲げる特殊な勤務

で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事した職員に対して支給する。

一 著しく危険、不快又は不健康な勤務

二 強度が著しく高い勤務

(時間外勤務手当)

第六条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第七条 職員には、正規の勤務日が休日にあつても、正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当を支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されなす。

3 前二項の「休日」とは、国民の祝日に関する法律

(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までをいう。

(夜間勤務手当)

第八条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務手当を支給する。

(宿日直手当)

第九条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は、第六条、第七条第二項及び第八条の勤務には含まれないものとする。

(寒冷地手当)

第十条 特に寒冷の地域に在勤する職員には、寒冷地手当を支給する。

(期末手当)

第十一条 六月十五日及び十二月十五日(これらの日が日曜日に当るときは、それぞれその前日。以下同じ。)

に、それぞれその日に在職する職員には、期末手当を支給する。

(勤勉手当)

第十二条 六月十五日及び十二月十五日内、それぞれその日に在職する職員には、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて勤勉手当を支給する。

- 一 六月十五日 同日以前六月以内の期間
- 二 十二月十五日 同日以前十二月以内の期間

(退職手当)

第十三条 職員が勤続期間六月以上で退職したとき、又は勤続期間六月未満で退職した場合で次の各号に掲げる事由により退職したときには、退職手当を支給する。

- 一 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合
- 二 傷い、疾病によりその職に堪えず退職した場合
- 三 前各号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合

- 四 勤務機関の移転により退職した場合
 - 五 在職中に死亡した場合
- 2 前項の退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。
- 一 地方地公務員法第二十九条の規定による免職の処分を受けた者

- 二 地方公務員法第二十八条第六項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)をした者

- 3 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条及び第二十一条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

- 4 勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年以内に失業している場合において、その者が失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)に規定する失業保険金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同

法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

(支給額決定の基準)

第十四条 職員の給与の額は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の給与の額との権衡並びに職務の特殊性及び実態を考慮して定めるものとする。

(給与の減額)

第十五条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当りの給料を減額して支給する。

(賃金等で雇用する職員の給与)

第十六条 賃金等で雇用する職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

(暫定手当)

- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)による改正前の給与条例の規定により勤務手当の支給地域(以下「支給地域」という。)とされていた地域に在勤する職員には、当該支給地域の区分に応じ、当分の間、月額暫定手当を支給する。支給地域とされていないかつた地域に在勤する職員にも、昭和三十三年十月一日以降、また同様暫定手当を支給する。

- 3 職員に暫定手当が支給される間は、第二条及び第三条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、第十五条中「給料」とあるのは「給料及び暫定手当の合計額」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十八号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「超過勤務手当、休日給、夜勤手当、」を「時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、」に改め、「勤務地手当、」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第七条中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第八条中「休日給」を「休日勤務手当」に改める。

第九条中「夜勤手当」を「夜間勤務手当」に改める。

第十六条中「及び勤務地手当の合計額」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。

(暫定手当)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)による改正前の給与条例の規定により勤務地手当の支給地域(以下「支給地域」という。)とされていた地域に在勤する職員には、当該支給地域の区分に応じ、当分の間、月額暫定手当を支給する。支給地域とされていない地域に在勤する職員にも、昭和三十三年十月一日以降、また同様暫定手当を支給する。

3 職員に暫定手当が支給される間は、改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第二条及び第三条第一項中「扶養

手当、」とあるのは「扶養手当、暫定手当、」と、改正後の条例第十六条中「給料」とあるのは「給料及び暫定手当の合計額」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

昭和三十三年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十九号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務員法第三条第二項に規定する職員」の下に「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六条に規定する企業職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)第一条第二項に規定する技能労務職員を除く。」を加える。

(寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正)

第二条 寒冷地手当の支給に関する条例(昭和二十七年七月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「雇傭人」の下に「(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六条に規定する企業職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)第一条第二項に規定する技能労務職員を除く。)」を加える。

(鳥取県職員退職手当支給条例の一部改正)

第三条 鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八

月鳥取県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「支給される職員」の下に「(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十六条に規定する企業職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)第一条第二項に規定する技能労務職員を除く。)」を加える。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第四条 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「十割除」を「十電気局の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定は昭和三十二年七月一日から適用する。

鳥取県教育研究所設置条例をここに公布する。

昭和三十三年十月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四十号

鳥取県教育研究所設置条例

(設置)

第一条 教育に関する研究調査及び教育職員の研修を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十条の規定に基づき、鳥取県教育研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

2 研究所の位置は、鳥取市とする。

(職員の設置)

第二条 研究所に所長、事務職員、研究職員その他の所要の職員を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取 印刷所